

18年度から

市税の納期を統一します

市税の納期は、平成17年度は地域により異なっていました。18年度から統一し、左の表のとおりとなります。特に国民健康保険税は、7月から翌年2月までの8期となり、地域によって

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期限はその月の末日ですが、末日が土曜・日曜・祝日にあたるときは、その翌日が納期限となります。ただし、12月は28日が納期限です。

宅地の固定資産税評価に係る負担調整措置が変わります

平成6年度に、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格の7割をめどとする評価替えが行われ、宅地の評価額が、それまでに比べて大きく上昇しました。一方、これに伴う固定資産税の税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる「負担調整措置」が講じられてきました。この措置は、その年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合(負担水準)を計算し、その負担水準に応じて設定された調整率を前年度の課税標準額に乗じて課税標準額を算出する、という複雑なものとなっていました。今回の税制改正により、この方法が簡素化され、18年度の課税標準額の計算方法は次のようになります。なお、詳しくは本庁税務課資産税係まで問い合わせください。

負担水準	18年度の固定資産税課税標準額の計算方法
非住宅用地	70%以上 18年度評価額×70%
	60~70% 17年度課税標準額を据え置き
	20~60% 17年度課税標準額+(18年度評価額×5%) (計算結果が18年度評価額の60%を上回る場合は評価額の60%の額)
	20%未満 18年度評価額×20%
住宅用地	100%以上 18年度評価額×住宅用地特例率(1/6または1/3)
	100~80% 17年度課税標準額を据え置き
	20~80% 17年度課税標準額+(18年度評価額×住宅用地特例率×5%) (計算結果が18年度評価額の80%を上回る場合は評価額の80%の額)
	20%未満 18年度評価額×住宅用地特例率×20%

は納期がこれまでの4回から8回に増えることとなります。納税通知書(納付書)に印刷されている納期限を確認いただき、お忘れなく納付くださるようご注意ください。

◎納税通知書は直接郵送します
納税通知書は、平成17年度までは行政区長や納税貯蓄組合を経由する場合もありましたが、18年度からはすべて納税義務者あてに直接郵送します。

固定資産課税台帳の縦覧を行います

納税者に評価の適正さを確認していただく目的で、固定資産課税台帳の縦覧を行います。本人所有の土地や建物だけでなく、本人所有以外の市内に所在する土地や建物についても確認できます。

◎縦覧期間
4月3日(月)~5月1日(月)
(土曜・日曜・祝日を除く)
8時30分~17時15分

◎場所

本庁税務課および各支所市民課

◎確認できる事項

◇土地：所在地番、地目、地積価格(評価額)
◇建物：所在種類、構造、床面積、価格(評価額)

◎縦覧できる方

土地、家屋の納税義務者(土地所有者は土地のみ、家屋も同様)または代理人(委任状が必要で、印鑑が必要となります。なお、縦覧期間の手数料は無料です。)

◎閲覧制度について

本人所有の資産についてはこれまでどおり、所在評価額、税額などの確認ができます。閲覧できる方は、資産を所有する本人または代理人(委任状が必要、借地、借家人(契約書などの書類が必要)で、印鑑が必要となります。なお、縦覧期間の手数料は無料です。

◎借地・借家人の資産証明申請

借地、借家人の方も関連資産について証明申請ができます。申請の際には、契約書などの書類と印鑑が必要です。手数料は、1枚または1件につき300円です。

◎審査の申し出

課税の基礎となった固定資産の価格に不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

◎固定資産税の減免

公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)で次のいずれかに該当する場合は、固定資産税の減免制度があります。
①行政区が所有しまたは他から無料借り受け、公共施設として直接その本来の用に供するもの
②若手県文化財保護条例または一関市文化財保護条例の規定により指定を受けた土地、建物
③行政区が所有しまたは他から無料借り受け、市長の承認を得て設置したコミュニティ広場で、その本来の用に供するもの

◎問い合わせ先

本庁税務課資産税係
または各支所市民課税務係